

第8回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年8月23日(金) 午後13時50分～午後14時35分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1 番	西村 恒男	2 番	矢頭 恵造	3 番	藤本 賢治	4 番	原 泉
5 番	欠 席	6 番	平山 正幸	7 番	斧田 孝久	8 番	小俣 好三
9 番	小宮 広督	10 番	久嶋 昇	11 番	安藤 睦美	12 番	小俣 英二
13 番	三枝 正幹	14 番	庄司 有紀				

欠席者 5 番 山田 政文委員

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第21号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求める件

議案第22号 非農地証明交付申請に対し承認を求める件

議案第23号 大月農業振興地域整備計画の一部変更に対し意見を求める件

日程第3 報告第7号 転用確認証明交付に関する報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦 主幹 岸野 力也 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 定刻前ですが皆さんお揃いですので、始めたいと思います。互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

只今より、令和6年第8回農業委員会総会を開催いたします。

会長あいさつ、西村会長よりしくをお願いします。

会長 本日も、お暑い中お集まり頂きましてありがとうございます。

先週ですけれども、海外のニュースを見て居ましたら、韓国それから中国もまたコロナがはやり始めたそうです。

日本の国内もお盆が明けて、また増えるのではないかという予想なので、今日は少し案件が多いのですが、今日もまた室内でやっていますので、コロナに気を付けて早めに切り上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は 5 番山田政文委員が欠席ですが、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから起立にて発言をお願い致します。

議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

2 番、矢頭 恵造委員、3 番、藤本 賢治委員を指名致します。

日程第 2 議案第 21 号

議長 日程第 2、議事に入ります。

議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案第 21 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。

申請番号 1、議案書の 1 ページ、3 ページの地図と 4 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇番、地目は田で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側になります。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、譲渡人は県外に住んでおり、高齢である事から土地の管理が難しくなって来ている事から、地元の譲受人へ売却する予定です。

また、譲受人は申請地周辺の農地を所有し、営農を展開しております。

今回の申請地南側の土地を既に取得しており、農地として栗栽培等一体利用する予定です。

また、申請地は譲受人の地元であるため、周辺地域との関係については問題ありません。

以上ですけど、ご審議をよろしくお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の藤本賢治委員をお願いします。

藤本委員 19日に会長さん及び事務局と現地を見て来ました。

現地は〇〇〇〇〇から東に約〇〇m位の所です。

本件の譲渡人は、今説明が有りましたように、〇〇に住んでいる方で、当該農地は現在、4ページの写真を見て頂ければ分かりますように、大豆やカボチャが耕作されて、比較的綺麗な状態でした。

また、譲受人の〇〇さんは近くの〇〇の〇〇をしている方で、今、話がありましたように栗の栽培をする計画のようです。

既に当該場所の周辺、地図で言いますと3ページなのですが、当該用地に斜線がついた場所が有りまして、地図で言いますと下側、畑の記号が4ヶ所ありますがそれであるとか、あるいは畑の右側田圃の記号がありますが、昨年〇〇月に申請が有って、〇〇さんのものになっているようです。

当該場所の周辺は〇〇さんの所有で栗の木が植えられています。

私からは以上ですが、審議よろしくお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

原委員。

原委員 4ページの写真を見ると大豆が植え付けて有るようなのですが、これは現在、〇〇さんと言う方がおつくりなのですか、それとも他の方に貸して作っているのですか。

藤本委員 周りの方々は私も知っている方なので、居れば話を聞こうと思ったのですが、ここの処暑い日が続いていまして、周りに居ないのですね、一寸聞くことは出来なくて、またこういう売買と言う事を近所の人達に聞いて歩く事はどうかと思ひまして、聞いていないので分からないのですが、〇〇に住んでいるので、こんなに畑も綺麗ですから、多分貸しているのではないかと私は思います。

議 長 他に有りませんか。
質疑が無いようですから、採決致します。
賛成の方は挙手をお願い致します。
全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長 続きまして、申請番号 2 について事務局に説明を求めます。
事務局 申請番号 2、議案書の 1 ページ、5 ページの地図と 6 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は併せて〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇m程先右側になります。

譲渡人は〇〇〇〇・〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、譲渡人は県外に住んでおり、耕作が困難であるため、いここて有る譲受人へ贈与するものです。

申請地は、譲受人の住居と隣接しているため、耕作も安易であり自家消費のための季節野菜を栽培する予定です。

以上ですけど、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の小俣好三委員をお願いします。

小俣（好）委員 場所につきましては、〇〇の〇〇〇から一寸行った所、地図を見ますと〇が架かっています。

〇が架かっておりますけど、これは大分古い〇で、そんなに広くない、私設で作ったような橋なのですが、その辺は一寸私も分からないですけど、そこを入れて〇軒家が有ります。

奥の方の家で住宅地図、私の持っているのと同じなのですが、2016

年頃に作られた住宅地図、そこに〇〇と言う苗字とそれからもう一つ、譲受人の〇〇さんの名前が有ります。

2016年と言いますとかなり前になるのですが、〇〇さんについては〇〇の〇〇〇にそれからもう一つは〇〇〇ですね、そちらの方で勤めをしておりますから、もう大分前からそのいこの方がここに住んでいらっしゃるなと言う事を推察できます。

畑につきましても、写真で見ますとこの右側の青い屋根の方が、〇〇さんが今住んでいるお宅になります。

耕作地につきましては、大分草が茂っていて、農業を進めて行く上の書類にマメトラ 1 台というふうに書かれているが、女性の力で今までも作っていたのではないかと、それからもう一つはこれだけ草になっている所を更に作り変えて、季節の野菜を作ると言うのも、大変な事なのだろうと思いますけど、申請がそういうふうになっております。

農業を進めて行く、いここで土地を譲り受けて、しかも農業を進めて行くと言う決意が感じられますので、審議をよろしくお願いします。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

平山委員。

平山委員 申請理由の処が、農業経営となっているが、これは農業経営の確立と言う事でよろしいですか。

事務局 すいません。農業経営の確立に訂正をお願いします。

議長 他に質疑が有りますか。

原委員。

原委員 〇〇〇〇さんのお年を聞きたいのですが。

小俣（好）委員 〇〇歳と書いて有りました。

それからさっき現地調査の日付を言わなかったのですが、8月19日10時からと言う事で、事務局それから会長さん立ち合いの基に現地調査をしております。

議長 他に有りませんか。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長

続きまして、申請番号 3 について事務局に説明を求めます。

事 務 局

申請番号 3、議案書の 2 ページ、7 ページの地図と 8 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇から東側〇〇m程の所になります。

譲渡人は、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、譲渡人は不動産屋を通じて当該地の買い手を求めている、譲受人は耕作を行うため農地を求めている処、両者の求めている事が一致したため、譲受人は当該地に隣接する土地建物を売買により先行取得し、ここを拠点として農業を行う計画で有ります。

以上ですけど、ご審議をよろしくお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当委員の山田政文委員が欠席のため、私から現地調査の結果及び補足説明を致します。

西村委員

事務局と一緒に見て来ました。

写真のとおり左に架かっています階段の左側の家が、所有者の家です。

そこから降りて行って、この畑ですけども見てのとおりカボチャが植えて有りました。

それで畑もちゃんと整備して有りましたので、綺麗になっています。

地元の人ではないので、どういう関係なのかは良く分かりませんが、このとおり畑をやっていますので、問題は無いかと思います。

審議よろしくお願いします。

議 長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

平山委員。

平山委員

申請理由の処が、農業経営の確立というふうになっているのですが、この方、〇〇〇〇で農業か何かやっていらっしゃるのですか。

もしやって無いとしたら、新規就農という理由だと思うのですが、いかがですか。

事務局 結局そこは、今、確認は取れていないのですが、農業をしていたと言う話は聞いていませんので、新規就農だと思います。

訂正をお願いします。

原 委員 そんなに簡単に訂正して良いのですかね。

事務局 確認をさせていただきます。

議 長 他に質疑のある方いらっしゃいますか。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第 22 号

議 長 続きまして、議案第 22 号、非農地証明交付申請に対し承認を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局 議案 22 号、非農地証明交付申請について説明致します。

申請番号 1、議案書の 9 ページ、10 ページの地図と 11 ページの写真を併せてご覧下さい。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番外〇筆、地目は畑で面積は併せて〇〇㎡です。

場所は、〇〇番につきましては、〇〇〇〇〇上から見て〇〇〇沿い上流〇〇m程の位置になります。

また、〇〇番と〇〇番につきましては、同じく〇〇〇〇〇〇から見て〇〇〇沿い下流〇〇m程の位置になります。

申請者は、〇〇〇〇で令和〇年〇月〇〇日に亡父から相続がされております。

申請地の〇〇〇〇〇〇〇〇番につきましては、相続以前の昭和〇〇年頃檜が植えられており山林となっております。

また、外〇筆は昭和〇〇年以前から山林化しております。

以上ですけど、ご審議をよろしくお願い致します。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の安藤睦美委員をお願いします。

安藤委員 私は事務局と一緒に現地調査に行けなかったのですが、前日の日曜日に私行って来ました。

昨年12月に〇〇さんと言う方が、元々〇〇さんが住んでいた、近くの方がこれよりももっと山の方の非農地証明を申請して有ったので、そこよりも一寸里より人家よりの方なのですが、私、実際に行ってみる事は出来ませんでしたけど、〇の所から見ましたので、〇〇と〇〇は繋がって、〇〇さんの家は〇〇と言う所です。

この地図で言う所の下側になる〇〇と言う所に本来住んでいたのですが、今、〇〇の方へ行って、〇〇さんを書いて有りますが、この方は私と同じような名前、男の方です。

それから、〇〇番の方は本来この〇〇〇〇が無かった時に、〇〇〇からこの辺の〇〇番の辺を歩いて〇〇〇〇と言う地区へ出て、道沿い位になると思います。

私が小学校・中学校の時はこの〇は無かったから、〇〇〇の方から〇〇〇の方へ行くと言う事だったです。

そんな所でもうその辺みんな山林化していて、非農地証明を出す人と出さない人と有ると思うのですが、一応そんな形で出て来たので、ご審議よろしくお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

平山委員。

平山委員 写真から見ると妥当かと思われるのですが、それは何年頃から農業をしていなくて、もうどの位経っているのか、それから証明する人が間違いないと言う証明自体が申請に出ていると思うのですが、その辺の処を教えてください。

事務局 〇〇番につきましては、相続以前の昭和〇〇年頃檜が植えられたそうです。

また、外〇筆につきましては、昭和〇〇年以前に山林化をしていると言

う事で、〇〇〇〇さんにつきましては、農業の方はしていません。

平山委員
議 長

他の方からの証明と言うか、そういう物はついていませんか。
以前はちゃんと取っていましたかね。

平山委員
議 長

おそらく取っていますよ。

平山委員

ただ証明する人が居るか居ないか、なのですけど。

そうしたら、農業委員会の方で指定して非農地にする場合は、そういう物が一切いない。

今まで纏めてこの地域は非農地証明を出しますよと言う事を出している場合は、問題は無いのですが個人から個々に出て来ている申請については、やっぱり証明とか必要になろうかと思うのですが、事務局の判断の中でそれは必要ないよと言うのでしたなら、それはそれで事務局が認めた非農地と言う事ですので、問題は無いかと思いますけど。

議 長

ただね、崖でどう見ても農業が出来るような土地じゃあ無いのですね、川の傍で。

平山委員

そういう理由と言う事で、説明して頂ければ審議の対象になると思います。

議 長
安藤委員

そうですよね。安藤委員。崖ですね見た感じで。

恐らく桑畑かなんかだと思います。昔に。

養蚕が盛んな頃、桑畑として使用した。

養蚕の方が昭和 50 年代まで、40 年位前までやっていたのですが、それ以後は殆どやっていないので、特にこうなったのだと思います。

平山委員
議 長

そういう事でしたら安藤委員が証明すると言う事で良いと言う事で。

安藤委員が地元の事については、分かっているのです、よろしいでしょうか。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

原 委員

今の事が前例となって、これからこういう事が出た時には、証明する人が居ないと言う時には、担当の農業委員が証明者になるという事で、これから良いのですね。

議 長 もし居なかったらと言う事ですよ。
 現地の事を良く調べて貰ってと言う事にしましょう。
 それしかないですよ、やり方が。

原 委員 一応証明する方が、居るかどうか確認だけはした方が良いと言う事で
 すね。

議案第 23 号

議 長 続きまして、議案 23 号大月農業振興地域整備計画の一部変更計画(案)
 に対し意見を求める件を上程します。

 この件は産業観光課農林業担当の所管ですので、申請番号 1 について
 岩村リーダーに説明を求めます。

岩村リーダー 議案書の 12 ページをご覧ください。

 議案第 23 号大月農業振興地域整備変更種別一覧表、申請番号 1 です
 が、こちらについては、農業振興地域から除外する案件 4 件ございます。

 次の申請番号 2 は、逆に農業振興地域へ編入する案件でございます。

 最初に申請 1 番の農業振興地域から除外する案件について、説明させ
 て頂きます。

 大月市では昨年度と引き続き今年も農業振興地域の除外申請の受付を
 5 月から開始しまして、記載の 4 件の除外申請が上がって来ました。

 山梨県富士東部農務事務所にこの 4 件の申請内容を確認頂きました処、
 農振除外計画変更の特段問題は無いとの見解を頂いて居る所でございま
 す。

 1 番の〇〇〇〇〇〇〇〇番〇と〇〇番〇は所有者も転用事業者とも
 〇〇〇〇氏。

 変更理由は、居宅建築駐車場。

 2 番の〇〇〇〇〇〇番の畑〇〇㎡は所有者等が〇〇〇〇氏。

 変更理由が住宅敷地。

 3 番の〇〇〇〇〇〇〇番〇、畑〇〇㎡につきましては、所有者等が〇〇
 〇〇氏。

 変更理由が資材置場であります。

 4 番の〇〇〇〇〇〇〇番〇、畑〇〇㎡につきましては、所有者〇〇〇〇

さん。転用事業者〇〇〇〇さん。

変更理由は進入路で何れも 4 件とも市や県の農業施策が該当しない場所
所で除外は可能な所でございます。

13 ページには申請番号 1、整理番号 1 の〇〇〇〇の除外予定地の位置
図、14 ページには〇〇〇〇の現地写真がございます。

この土地の隣接地には、申請者〇〇氏の母が居住する住宅が有りますが、
申請者のご家族、申請者ご夫婦等で母の介護のため、近くに住宅を建
築する計画となっております。

15 ページに整理番号 2 番の位置図、次の 16 ページが現地写真でござ
います。

位置図の斜線部分の方に大月市道を建設した際に寸断された狭小な農
地の残地で有りまして、申請者の住宅敷地に有効活用する事が、土地の効
果的な活用に繋がる場所でございます。

17 ページは整理番号 3 の位置図で、次の 18 ページが現地写真でござ
います。

〇〇〇〇〇〇〇の国道〇〇号沿いの土地で、申請者が令和〇年〇月に
取得しております。

農地法第 3 条による取得後、3 年間は 3 年 3 作のルールにより耕作用
地としなければなりません、今年の 6 月で 3 年が経過してからは、申
請者の事業に必要とする資材置場としての転用を計画されております。

19 ページは、整理番号 4 の位置図、20 ページは現地写真でござい
ます。

こちらで指導の建設により寸断された農地、この状況では写真に写っ
ている倉庫やその奥に住宅が有るのですが、その敷地に進入する用地
として活用する事が望ましいものと判断できる土地でございます。

以上が農振地域除外申請を受けた 4 件でございます。

よろしくお願い致します。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

整理番号 1 について、地区担当の斧田孝久委員をお願いします。

斧田委員 月曜に事務局と会長と現地を視察して参りました。

今、説明が有ったように、お袋さんが本宅の方にお住まいに、申請が有った場所にここの長男さんが住むための家、それと駐車場を作ると言う事で申請が有りました。

ここの土地ですが、昔から山の上には〇〇〇〇と言う〇〇が有りまして、そこへ行くための道が丁度この申請が有った場所の直ぐ脇ですかね、そこを通っているような場所です。

昔からの道、そういう物が入っている所です。

ここの地図、申請地一帯は〇〇さんの家が有り田圃が有り、今、申請にあげた所は桑畑と蚕を飼育するための蚕室、これも有りました。

ここをまっさらにして、ここへ居宅と駐車場と言う話を聞いています。

特段に問題は無いと思います。そういう事でよろしくご審議をお願いします。

議 長

続いて、整理番号 2 について、地区担当委員の私から、現地調査の結果及び補足説明を致します。

西村委員

この〇〇㎡ですけども、以前に所有権移転有償と転用を済ませたのですが、その際にこの〇〇㎡が転用する事が出来ず残ってしまいました。

それは、農業振興地域だったせいです。写真を見て貰えば分かりますけど〇〇〇〇〇〇と言うのが有って寸断されて、さっき岩村さんから説明が有ったとおり、端っこが残って〇〇㎡で、〇〇さんがそこを引き取ったと言うような形になっています。

今回は、その時に転用する事が出来なかったものですから、今年農振除外の申請の受付が有りましたので、〇〇さん自体は自分たちが元気なうちにちゃんとこの土地を整理して、息子の代に残さないようにと言う事で今回の申請になりました。

よろしくお願いします。

議 長

続いて、整理番号 3 と 4 について地区担当の安藤睦美委員に説明をお願いします。

安藤委員

18 ページの写真を見て下さい。

今、ショウガとこの奥に葛が絡まっているようなものが有りますね、これキュウイの木です。

手前の方は、ジャガイモが植えて有った。

取得してからは 3 年間で先程も話が有ったのですが、3 年間は色々ジャガイモなんかを作って、ショウガが既に出来ています。

それで、資材置場として活用したいと言う事で申請が出たものと思います。

よろしくご審議をお願いします。

それから 4 番の方ですけど、4 番の方は〇月に確か転用が出た、20 ページの写真を見て下さい。

写真の右側に資材が置いて有るのですが、色々工具とか置いて有るのですが、それが転用のやつが 5 月に出たものの、その前の三角の土地がまだ残っていて、それを今回除外申請して進入路としてここが無いとこちらの方に入れない。

よく分からないのですが、電柱の手前の方から違う家に入る道が確か有ったような、ここの手前に家が有るのですが、その辺がどうだったのか、私には一寸よく分からないのですが、何しろ資材置場の所。〇月に転用が来てそこに入るための物として申請されたものです。

ご審議よろしくお願いします。

議 長 岩村リーダーと担当委員の説明が終わりました。

ただ今の説明について、質疑のある方は挙手願います。

斧田委員。

斧田委員 これは確か大月広報の 5 月号でしたかね、申請されたい方は市役所の方へ、これに対しての内容ですか。

岩村リーダー 令和 6 年 3 月号広報でご希望の方は、申請受付を 5 月 1 日から 5 月の末日まで受付期間として、3 月号広報でお知らせしております。

斧田委員 毎回あるのですか。

岩村リーダー 以前はですね、毎年はやっていなかったのですが、農振除外の需要が大変多いと言う事で、令和 5 年から 5・6 と毎年やって行こうと言う、産業観光課ではそういう方針になりました。

以前は数年に 1 回と言う感じだったと思うのですが。

議 長 よろしいですか。他に質問のある方は。

質疑が無いようですので、採決致します。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

議長 続きまして、申請番号 2 について、岩村リーダーに説明を求めます。

岩村リーダー 議案の 12 ページにお戻りください。

申請番号 2 番、整理番号 1 から 9 番までにつきましては、今まで農業振興地域でなかった農用地を県営の農林水産省の県営事業を取り入れるためには、農振地域に編入しなければならないという決まりがございます。農振地域に編入する事でございます。

右側に記載のとおり、県営経営体育成基盤整備事業として、山梨県農政部が農水省の事業を活用して圃場整備を行うという計画になっております。

県営事業の法令により、必ず農水の事業を入れる場合には、農業振興地域に編入する必要が有ると言う事で、今回指定されていないこの〇筆について編入を要望するものでございます。

21 ページなのですが、斜線部分の〇筆が農業振興地域に編入する農地で、事業名は圃場整備〇〇工区 1 号と言います。

場所は、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の沿線になります。

22 ページから 25 ページが現地の写真でございます。

26 ページの位置図は、これは〇〇工区 2 号として編入する、〇〇〇〇〇番の農地の位置でございまして、場所は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇の沿線、〇〇〇〇の裏側の農地でございます。

27 ページが現地の写真でございます。

今年度、〇〇〇〇〇〇〇〇については、農地所有者で構成する圃場整備換地委員会が立ち上げられまして、これから農地の換地原案を所有者と決めてから圃場整備の工事になる予定です。

早ければ来年度、遅くとも令和 8 年度からの工事着手になろうかと思っております。

ご審議よろしく申し上げます。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当の三枝正幹委員にお願いします。

三枝委員 19 日月曜日の午前 9 時 15 分から西村会長・事務局産業観光課農林業担当の 5 名で現地を確認させて頂きました。

今、説明が有ったとおりですね、〇〇〇の工事の関係で農振からあえて除外して、今回の圃場整備の案件で再度農振と言う事です。

私の方からは以上です。

よろしくお願いします。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

日程第 3 報告事項

議 長 日程第 3 報告事項を議題と致します。

報告第 7 号について、事務局に報告を求めます。

事 務 局 報告事項、報告第 7 号、転用確認証明書の発行の報告です。

議案書の 28 ページをご覧ください。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、申請者は〇〇〇〇、令和〇年〇月〇〇日の許可で倉庫です。

倉庫を確認し、転用証明書を発行しました。

以上、報告致します。

議 長 この件について何かございますか。

無いようですので、承認頂いたものと致します。

日程第 4 その他

日程第 4、その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

無いようですから、事務局からございますか。

無いようですから、本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 慎重審議ご苦労さまでした。

これを持ちまして、令和 6 年第 8 回大月市農業委員会総会を閉会致します。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和 6 年 8 月 23 日

議事録署名委員と共に署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

令和 6 年
第 8 回大月市農業委員会議事録

大月市農業委員会